伐採を計画

保安林ですか？　普通林ですか？

保安林かどうかは、奈良県森林整備課又は奈良県東部農林振興事務所でご確認ください。
なお、保安林は地番により管理されていますので、確認したい森林の地番が必要となります。

- 保安林 → 保安林内で立木を伐採する場合は事前に許可申請や届出が必要です。
  詳しくは奈良県森林整備課又は奈良県東部農林振興事務所でご確認ください。
- 普通林 ↓

地域森林計画の対象民有林ですか？

伐採する森林が対象かどうかは、奈良県林業振興課又は奈良県東部農林振興事務所でご確認ください。

- 対象民有林でない → 森林法に基づく届出は必要ありません。
  他の法令により伐採の制限がある場合がありますので、事前に関係機関でご確認ください。
- 対象民有林である ↓

伐採の目的は？

- 林業活動 ↓

森林経営計画の認定を受けている森林ですか？

- はい → 事後に【伐採等の後30日以内】 → 森林法第15条による「森林経営計画に係る伐採等の届出
- いいえ → 事前に【伐採の開始日前90日～30日】 → 森林法第10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」

伐採届の提出が必要です。

森林経営計画の認定者まで提出してください。

宇陀市役所農林課まで提出してください。

- 開発目的 ↓

開発面積は？

- 1ha（10,000m2）以下 → 事前に【伐採の開始日前90日～30日】 → 森林法第10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- 1ha（10,000m2）を越える → 林地開発許可申請が必要です。
  詳しくは奈良県森林整備課でご確認ください。

＜連絡先＞
奈良県林業振興課 森林計画係 :0742-27-7471
奈良県森林整備課 保安林係 :0742-27-7480
奈良県東部農林振興事務所 林業振興係 :0745-82-2130
宇陀市農林課 :0745-82-3679

注：地域森林計画対象民有林で開発目的の伐採をする場合は、当該森林が森林経営計画対象森林であるならば、開発面積に関わらず森林経営計画制度に基づく手続きも必要です。
注：森林経営計画対象森林以外で「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく特定間伐等促進計画に登載された間伐を実施する場合は、森林法第10条の8に基づく伐採届は不要です。